

地域雇用開発助成金〔沖縄若年者雇用促進コース〕(賃金助成)

若年者の失業者が特に多い沖縄県において、雇用失業情勢の改善に資するため、事業所の設置・整備を行い、それに伴い沖縄県内に居住する若年求職者（35歳未満）を雇入れた場合に賃金に相当する額の一部を助成します

*以下は制度概要です。詳細については担当部署をご確認ください。

対象となる事業主

- 「計画書」を提出した日から「完了届」を提出した日までの間(最長 24 カ月)に事業所の設置・整備(その費用の合計額が 300 万円 (中小企業事業主の場合は 100 万円) 以上)を行う事業主であること。
- 設置・整備に伴い沖縄県内に居住する35歳未満の求職者を継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として3人以上雇入れその定着を図る事業主であること。
※中小企業については、35歳未満の若年者を3人を超えて雇入れる場合、4人目以降は「新規学卒者」も支給対象労働者になります。
- 雇入れ当初から雇用保険の一般被保険者として雇入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用することが確実であること。
- 設置・整備及び雇入れを行う事業所が雇用保険の適用事業所であること。
- 「雇用関係助成金に係る共通支給要件」（18 ページ参照）の要件を満たした事業主であること。
- 地域の雇用構造の改善に資する事業主であること。（※その他沖縄労働局長が別途定めた風営法関連事業主等を除く。）

支給額

①賃金に相当する額（※）の1/3（大企業は1/4）

②助成期間は原則1年間（6カ月毎に2回）

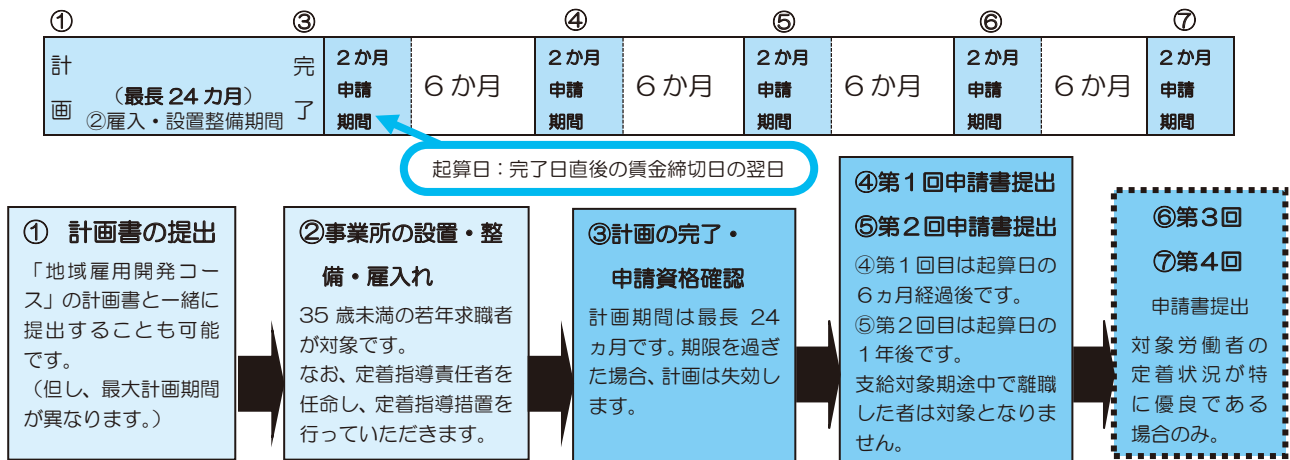
ただし、優良事業主の場合はさらに1年間、相当する額の1/2（大企業は1/3）

※完了日の前年度の労働保険確定保険料の算定の基礎となった賃金総額により労働者1人あたりの平均賃金を求め、「基準賃金額算定等級表」（※次ページ掲載）に属する等級に定められた額に助成率を乗じた額を支給します。

優良事業主

- (i) 被保険者数について、初回の支給申請期間の初日と1年経過後の支給申請期間の初日において、減少していない
- (ii) 対象労働者数について、初回の支給申請期間の初日と比較して1年経過後の支給申請期間の初日において、その減少割合が20%未満又は対象労働者の自己都合による離職者がいない又は1名以内であるもの
- (iii) 対象労働者のうち以下 a~c の要件をすべて満たすものの占める割合が3分の2以上であるもの
 - a 期間の定めのない労働契約を締結
 - b 通常の労働者と同じの所定労働時間であること。
 - c 通常の労働者と同様の賃金規定の適用（定期的な昇給、賃金の引上率等）

受給手続



※「基準賃金額算定等級表」

等級	平均賃金額（1人あたりの6ヵ月分）		基準賃金額
1	723,400 円未満		400,700 円
2	723,400 円以上	868,100 円未満	480,900 円
3	868,100 円以上	1,041,700 円未満	577,100 円
4	1,041,700 円以上	1,250,000 円未満	692,500 円
5	1,250,000 円以上	1,500,000 円未満	830,900 円
6	1,500,000 円以上	1,800,000 円未満	997,100 円
7	1,800,000 円以上	2,160,000 円未満	1,196,600 円
8	2,160,000 円以上	2,592,000 円未満	1,435,900 円
9	2,592,000 円以上	3,110,400 円未満	1,723,000 円
10	3,110,400 円以上	3,732,500 円未満	2,067,700 円
11	3,732,500 円以上	4,479,000 円未満	2,481,200 円
12	4,479,000 円以上	5,374,800 円未満	2,977,400 円
13	5,374,800 円以上	6,449,700 円未満	3,572,900 円
14	6,449,700 円以上	7,739,700 円未満	4,287,500 円
15	7,739,700 円以上	9,287,600 円未満	5,145,000 円
16	9,287,600 円以上	11,145,100 円未満	6,174,000 円
17	11,145,100 円以上	13,374,200 円未満	7,408,800 円
18	13,374,200 円以上	16,049,000 円未満	8,890,500 円
19	16,049,000 円以上		10,668,700 円